



住民生活課 お知らせ

お問い合わせ
☎63・3800

本人通知制度 について

本人通知制度とは、日高町に住民登録や本籍のある方などが事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を、本人などの代理人や第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する制度です。

●制度を利用するには

本町に住民登録や本籍がある方、もしくは過去にあった方が、住民生活課へ「日高町本人通知制度事前登録申請書」を提出することで利用できます。

●申請に必要な物

本人であると確認できる書類が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人であることを証明する書類

●本人通知の対象となる証明書

住民票や戸籍に関する証明書
※一部、制度の対象外となる場合もあります。

●通知内容

交付年月日、証明書の名称、交付請求者の種別等

●開示請求について

第三者への住民票の写し等を交付した内容について、日高町個人情報保護条例の範囲内で、本人が開示請求することができます。

ひきこもりサポート 事業を実施して おります

ひきこもりの状態にある方と
そのご家族を支えるための支援
をしています。

「特定非営利活動法人ヴィダ・

リブレ」は、町が委託したひきこもり支援専門機関です。

お困りの方はご相談ください。
相談は無料です。

【お問い合わせ】

特定非営利活動法人

ヴィダ・リブレ

住所 美浜町和田1131-2
電話 080・1490・5927

人権相談・行政相談・

心配ごと相談合同相談所

開設のお知らせ

5月16日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会

長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



あなたのマナーは、大丈夫?!

犬

- 放し飼いは、やめる
- リードをつけて散歩する
- 散歩時のフンは必ず持ち帰る
- 狂犬病予防注射を受ける



猫

- 首輪などで飼い主を明示する
- できる限り室内で飼う(放し飼いを極力さける)
- 自宅でのトイレをしつける
- 野良猫にエサをあげない

「戦没者等の遺族に対する弔慰金」について

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律」に基づき、戦没者等の遺族の方に対する特別弔慰金(第十一回特別弔慰金)を支給しています。

支給内容

額面25万円
5年償還の記名国債

請求期限

令和5年3月31日まで

(請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください)

請求窓口

住民生活課(☎63・3800)

支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受け方(戦没者等の妻や父母等)が

いない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の
 - ① 父母
 - ② 孫
 - ③ 祖父母
 - ④ 兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している事等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります

4. 前項の1から3以外の、戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります

詳しくは、住民生活課(☎63・3800)または、和歌山県援護担当課(☎073・441・2485)まで。



特別弔慰金についてのQ&A

Q1

戦没者等の死亡後に生まれた孫は、支給対象になりますか？

A1

特別弔慰金は、「弔慰」の意を表するという制度の趣旨を踏まえ、戦没者等の死亡当時のご遺族(三親等内)を対象としていますので、戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

Q2

国債の償還金は、いつ、どこで受け取ることができるのでしょうか？

A2

特別弔慰金の支給は、無利子の記名国債により行われ、令和2年から毎年1回、償還日(4月15日)以降に均等に支払い(年5万円)を受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただくことになっています。

人権擁護委員を

ご存知ですか

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、人権擁護委員法が施行されたこの日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談所を開設したり、地域住民のみならず人権への理解を深めてもらう活動に取り組んでいます。次の通り、特設人権相談を開設します。1人で悩まず相談してください。

日時 6月1日(水)

午後1時30分～3時

場所

日高町保健福祉総合センター

内容

悩みごと・困りごと・人権相談。相談は無料で、秘密は守られます。

